

令和5年度「検討会」第三次まとめの取りまとめに向けた基本的な考え方(案)

本検討会においては、改正障害者差別解消法の施行を控え、現下の状況を踏まえた論点を整理するとともに、主要な課題について検討を進めてきた。これまでの検討を踏まえ、「第三次まとめ」の取りまとめに当たっての基本的な考え方を以下に示す。

【基本的な考え方】

1. 令和6年4月の改正障害者差別解消法の施行に伴い、全ての大学・短期大学・高等専門学校（以下、大学等）において合理的配慮の提供が義務付けられる。この対応のためには、学長や校長をはじめとする全ての教職員の理解や関与に加え、支援人材の育成や学内外の連携が不可欠であるため、これら教職員の理解を深めるとともに大学等における適切な支援体制の更なる充実を促すべく、取り組むべき内容について出来るだけ具体的に記述する。また、全ての教職員が様々な取組を行うに当たり、考え方等を常に参照できるようなものとする。
2. 大学等の教職員に加え、障害学生及びその関係者（保護者、介助者等）、障害のない学生、特別支援学校や高等学校等の初等中等教育機関、専修学校、ハローワーク等の就職支援機関、企業の関係者、民間の障害学生支援団体等が参照することも想定し、これにより、関係者間の共通理解・連携の推進を図る。
3. 「第5次障害者基本計画」（令和5年3月14日閣議決定）の趣旨を踏まえ、その成果目標の達成に貢献するものとする。
4. これまでの検討を踏まえ取り組んでいる、大学等連携プラットフォームの更なる充実のあり方について検討・記述する。
5. 各種支援を行うにあたっての拠り所となる個々の学生の支援内容に関する資料の作成、活用について、別途改正作業が進められている「対応指針」と整合性のとれた検討を行い記述する。